

第 8 回統計委員会・第 10 回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 20 年 4 月 14 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 20

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条及び 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）

- 4 議事次第 (1) 諮問第 5 号の答申「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
(2) 諮問第 6 号の答申「平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」
(3) 産業統計部会の審議状況について
(4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
(5) その他

5 議事概要

(1) 諮問第 5 号の答申「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」

人口・社会統計部会の阿藤部会長から、資料 1 等に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」の答申は、資料 1 の案のとおり採択された。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 医療施設調査と他の調査とのリンケージについては、専門家等の目的外使用による利用だけでなく、調査実施者としてリンケージした結果を、分析、公表することが望まれる。

(2) 諮問第6号の答申「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」

人口・社会統計部会の阿藤部会長から、資料2等に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」の答申は、資料2の案のとおり採択された。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 現在の社会教育調査における社会教育施設の位置づけは、行政活動の一環という形になっている。その中には市場活動が入っていることも事実であり、費用構造等をどう捉えていくかについては、本調査の今後の課題である。
- ・ 社会教育調査、医療施設調査は、共に施設の把握に重点が置かれている。医療施設関係には、患者調査や受療行動調査などの利用者の状況を把握する調査がある。社会教育関係でも利用者の状況を把握する調査の検討が必要。
- ・ 社会教育施設、医療施設調査は、共に3年周期であり、次回調査が平成23年経済センサスと重なる。23年の経済センサスの方で、経理項目や費用構造をどのように把握し、また、平成23年以降をどうしていくのかという問題は、今後の両調査及び経済センサスの在り方を考える上で、大きな論点になるのではないか。

(3) 産業統計部会の審議状況について

平成20年3月17日に開催された第5回産業統計部会及び平成20年4月4日に開催された第6回産業統計部会の審議状況について、資料3に基づき、舟岡部会長から報告の後、質疑あった。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 毎年全ての業種を調査し、都道府県別に表章することは、リソースの面でも非現実的であり、平成17年までのように一部の業種については、3年周期のローテーション化の方が合理的ではないか。また、毎年、全数調査で都道府県別に表章することの適否については、過去の部会における検討経緯を踏まえ議論すべき。
- ・ 悉皆層と標本層、詳細調査票と簡易調査票の組合せで、特定サービス業をかなり広く表章でき、特定業種の特性を浮かび上がらせる調査が可能ではないか。
- ・ 広く薄く安定的に実施する部分と特定の業種に焦点を絞って実施する部分の両方があっても良い。サービス業は変化が激しいので、後者については、状況の変化により対象業種が変わることもあるのではないか。
- ・ サービス業は、経済的な重要性が増していることに加え、最も変化の激しい産業であることから、毎年調査する政策ニーズが高まっている。一方、リソースの問題もあることから、部会における指摘を踏まえ、平成20年調査については、一部項目を変更して実施し、平成21年調査については、記入負担、行政負担を考慮しながら最適な方法で実施したい。

(4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

基本計画部会各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の審議状況に関し、第1WGについては資料4に基づき美添座長から、第2WGについては資料5に基づき舟岡座長から、第3WGについては資料6に基づき阿藤座長から、第4WGについては資料7に基づき廣松座長から、それぞれ報告があ

った。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 将来推計人口を基幹統計にすることについて議論されているが、そもそも統計であるのか。将来的な推計まで含むとすると基幹統計の定義はかなり変わってくるのではないか。
- ・ 将来推計人口については、基幹統計の3つの要件には当てはまるが、その推計値は、基となるデータが新しくなる都度変わるという性格のものではある。ただし、言うまでもなく推計は科学的方法で行われている。基幹統計に将来推計的なものまで含めるかどうかは、基本計画部会で明確にすべき。
- ・ 少子化、高齢化、年金等の問題に関する議論の重要な基礎が将来推計人口にあることから、統計の外に置くことはよくない。どのように扱うかを議論すべき。
- ・ これまでの官民競争入札等監理委員会における民間開放の取組の結果として、科学技術研究調査の実績では、コストがかなりかかっており、改善すべき余地はあると思うが、国直轄の郵送調査についてはまだ見込みがある。問題は、法定受託事務に係るものであり、決してうまくいっていない。統計委員会としても真剣に受け止め、単に越前市で1回うまくいかなかったからという理由ではなく、法定受託事務に基づき実施されている統計調査については、統計のあるべき姿という観点から考える必要がある。
- ・ 官民競争入札等監理委員会統計調査分科会で決めたことが、統計委員会の議論の前提になるとは考えていない。統計委員会としては、民間開放・市場化の考え方を否定するつもりはないが、統計のあるべき姿を前提として、統計作成に当たり有効な部分は民間事業者を活用していくというスタンスではないか。
- ・ 統計の分野に関しては、既に民間委託に関するガイドラインを定め、かなりの部分は民間委託されており、その点については十分に主張すべき。
- ・ 統計として、どこまで民間委託できるのかという議論をどこかの場ですべき。海外でも国の基幹的な統計を全面的に民間に委託している例はないはずである。部分的な業務の民間委託はあり得るが、基幹的な部分を全面的に民間委託することはあり得ないと思う。そういった議論をこの場ですべき。
- ・ 民間事業者の活用については、基幹統計調査と一般統計調査を区別して検討すべき。

(4) その他

次回の委員会は平成20年5月12日(月)14:00から、今回と同じく基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>